

事務連絡（保 121）F  
平成 20 年 8 月 5 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事殿

日本医師会常任理事  
藤原 淳

岩手県沿岸北部地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について  
及び岩手県沿岸北部地震被災地における公費負担医療の取扱いについて

今般発生いたしました岩手県沿岸北部地震の被災に伴い、厚生労働省保険局医療課から岩手県及び宮城県社会保険事務局、県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)宛てに、被災者に係る被保険者証等の提示等に関する取扱いが示されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

岩手県沿岸北部地震の被災に伴い、被災者が被保険者証、健康手帳等を焼失あるいは、家屋に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等が考えられます。この場合、被用者保険の被保険者等にあつては、①氏名、②生年月日、③事業所名を、国民健康保険及び長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者にあつては、①氏名、②生年月日、③住所を申し立てることにより、保険診療を行うことが可能としたところであります。この取扱いにつきましては、被災者が岩手県及び宮城県以外で受診する場合においても同様でありますので、以上の内容につきまして、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、被災した公費負担医療対象者が関連書類等を消失、あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるための必要な手続きを行えない等の事態が生じることが想定されます。その対応として、被災者保護および医療の確保を期す観点から、各制度について、当面別紙のとおり、被災者健康手帳や患者票等がなくても、①各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより、診療を受けられる取扱いとするともに、緊急の場合には、指定医療機関以外の医療機関においても受診できる取扱いと致しましたので、併せてご連絡申し上げます。

(添付資料)

1. 「岩手県沿岸北部地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について」の送付について  
(平 20. 7.24 厚生労働省保険局医療課 事務連絡 各都道府県後期高齢者広域連合宛)

2. 「岩手県沿岸北部地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について」の送付について  
(平 20. 7.24 厚生労働省保険局医療課 事務連絡 地方社会保険事務局等宛)
  
3. 「岩手県沿岸北部地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について」  
(平 20.7.24 厚生労働省保険局医療課事務連絡  
青森、岩手、宮城、秋田、および山形社会保険事務局等及び宮城社会保険事務局等宛)
  
4. 「岩手県沿岸北部地震被災地における公費負担医療の取扱いについて」  
(平 20.7.24 厚生労働省健康局等事務連絡 各都道府県民生・衛生主管部(局)宛)
  
5. 「岩手県沿岸北部地震被災地における公費負担医療の取扱いについて」  
(平 20.7.24 厚生労働省健康局等事務連絡  
青森、岩手、宮城、秋田県及び山形県民生・衛生主管部(局)宛)

事 務 連 絡  
平成20年7月24日

各都道府県後期高齢者広域連合 御中

厚生労働省保険局医療課

「岩手県沿岸北部地震による被災者に係る被保険者証等の  
提示等について」の送付について

標記について、別添のとおり、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の社会保険局事務局、県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて通知したのでご連絡いたします。

なお、当該5県の社会保険事務局から情報提供の依頼があった場合には、ご協力方よろしくお願いいたします。

事務連絡  
平成20年7月24日

地方社会保険事務局  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

「岩手県沿岸北部地震による被災者に係る被保険者証等の  
提示等について」の送付について

今般、岩手県沿岸北部地震が発生したことに伴う措置について、別添のとおり、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の社会保険事務局等に周知したところであるので、ご承知願いたい。

また、被災により被保険者証等を家に残してきたまま避難している等の理由がある場合に、保険医療機関等に当該被保険者証等を提示できない場合であっても受診できる取扱いとしたことについては、被災者が当該5県以外で受診する場合においても同様であるので、ご承知の上、関係保険医療機関等に周知方願いたい。

【別添】

事務連絡  
平成20年7月24日

青森社会保険事務局  
青森県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
岩手社会保険事務局  
岩手県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
宮城社会保険事務局  
宮城県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
秋田社会保険事務局  
秋田県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
山形社会保険事務局  
山形県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

岩手県沿岸北部地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について

本日発生した岩手県沿岸北部地震の被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期

されたい。

また、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の社会保険事務局におかれては、管下保険医療機関及び保険薬局の被害状況並びに療養の給付等を行うに当たって現時点で支障を来している事情等（平成16年新潟県中越地震の際の対策の各項目を必要とする状況下にある保険医療機関等があるか否か等）について、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係者から情報収集し、下記まで報告されたい。

厚生労働省保険局医療課医療係 TEL:03-5253-1111 (内線 3276) FAX:03-3508-2746
--

事 務 連 絡

平成 20 年 7 月 24 日

各都道府県民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局

総 務 課

疾 病 対 策 課

結 核 感 染 症 課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母 子 保 健 課

厚生労働省社会・援護局

保 護 課

援 護 企 画 課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精 神 ・ 障 害 保 健 課

岩手県沿岸北部地震被災地における公費負担医療の取扱いについて

今般、岩手県沿岸北部地震が発生したことに伴う公費負担医療の取扱いについて、別添のとおり青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県に連絡したところであるのでご承知願いたい。

また、この取扱いは、被災者が上記 5 県以外で受診する場合においても同様であるので、ご承知の上、関係者へ周知方願いたい。

事務連絡  
平成20年7月24日

青森県  
岩手県  
宮城県 民生・衛生主管部（局）御中  
秋田県  
山形県

厚生労働省健康局

総務課  
疾病対策課  
結核感染症課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保護課  
援護企画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

### 岩手県沿岸北部地震被災地における公費負担医療の取扱いについて

健康行政、社会福祉行政につきましては、日頃より多大なるご協力を賜り心から御礼申し上げます。また、この度の岩手県沿岸北部地震による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

岩手県沿岸北部地震に伴う災害発生により、関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続きをとることができない場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、各制度について、当面別紙のとおり、被災者健康手帳や患者票等がなくても、①別紙の各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できるものとし、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとしたいと思っております。

なお、(社)日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行ったことを申し添えます。



(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

被爆者健康手帳（認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳）の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、毒ガス障害者救済対策事業の医療手帳が提出できない場合についても同様とする。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の結核患者に対する医療に係る患者票の提出ができない場合においても、医療機関において、患者票の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(3) 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、この事業における自己負担の限度額の取扱いに当たっては、災害等により前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況を勘案するとされていることから、その趣旨にかんがみ、実情に即した弾力的な対応をして差し支えないものとする。

(4) 肝炎治療特別促進事業

肝炎治療特別促進事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の指定医療機関等以外の医療機関でも受診できるものとする。

(5) 児童福祉法

① 療育券の提出ができない場合においても、医療機関において療育券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

② 小児慢性特定疾患治療研究事業の受診券の提出ができない場合においても、医療機関において、受診券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

#### (6) 母子保健法

養育医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、養育医療券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

#### (7) 生活保護法

医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、被保護者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び福祉事務所名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

#### (8) 戦傷病者特別援護法

療養券の提出ができない場合においても、医療機関において、療養券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

#### (9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

本人確認証の提出ができない場合においても、医療機関において、被支援者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び支援給付の実施機関名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

#### (10) 障害者自立支援法

自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。